

第3次小城市男女共同参画プランの策定について

現行『第2次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)』の計画年度の終了に伴い、次期『第3次小城市男女共同参画プラン』を策定する。

1. 計画策定の目的

「小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)」は、男女共同参画基本法（平成11年6月施行）第14条3項の規定に基づき、第1次プラン（平成19年度～平成28年度）を策定、現在は第2次プラン（平成29年度～令和3年度）を策定して男女共同参画社会の実現に努めている。

令和3年度をもって第2次プランの計画期間が終了することに伴い、国内外の社会情勢の変化や、これまでの成果や課題などの市の現状を踏まえ、男女共同参画社会の形成を促進するため『第3次小城市男女共同参画プラン』を策定する。

2. 基本的な考え方

- ① 第2次小城市総合計画（平成29年度～令和7年度）との整合性を図る。

（成果指標と目標値）

【参考】

成果指標	H27 実績	H31 実績	R3 目標	R7 最終目標
性別によって役割を固定する考え方 （夫は外で働き、妻は家庭を守るべき）に反対する市民の割合	57.6%	60.0%	65.0%	70.0%
審議会等における女性の参画率	31.1%	30.6%	35.0%	40.0%

- ② 国・県の第5次基本計画の方針や方向性に沿った計画を策定する。
- ③ 現プランの基本目標（Ⅰ～Ⅴ）及び施策の方向の体系は原則として変更しないが、国・県の状況等を加味して調整する。
- ④ 「小城市配偶者からの暴力（DV）の防止及び被害者支援基本計画」を基本目標Ⅴに抱合し、一体のものとして策定する。
- ⑤ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を基本目標Ⅲに抱合し、一体のものとして策定する。

3. 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

4. 国・県・小城市の動き

- ①国 「第5次男女共同参画基本計画策定」(令和3年度～令和7年度) R3.2月策定予定
- ②県 「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」(令和3年度～令和7年度) R3.3月策定予定
- ③市 「第2次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)」(平成29年度～令和3年度)

5. 今後のスケジュール(案)

審議会	開催時期	審議内容
令和2年度 第2回	12月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プランの策定について ・市民・中学生男女共同参画に関する意識調査について
	令和3年 1月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・中学生男女共同参画に関する意識調査の実施
令和3年度 第1回	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度男女共同参画事業報告 ・令和3年度男女共同参画事業計画 ・第2次プランの進捗状況報告 ・意識調査結果(分析・考察)について ・国、県第5次基本計画の施策動向について
第2回	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プランの諮問 ・第3次プラン(案)について
第3回	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プラン協議(前半)
第4回	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プラン協議(後半)
第5回	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プランの答申
	令和4年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部会議 ・議会説明(勉強会) ・パブリックコメント実施(1月～2月)
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プラン策定

第2次小城市男女共同参画プラン 体系一覧

目標	基本目標	施策の方向	基本事業	事業	担当課		
男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1) 男女平等の意識啓発	① 男女平等意識に関する情報発信・啓発	1 男女共同参画を推進するための研修会等を開催し、意識啓発を行う。 2 市報やホームページを活用し、人権(男女共同参画)に関する情報を提供する。 3 男女共同参画に関する図書等を収集し、図書コーナー等を設置し情報を提供する。 4 男女共同参画の視点に立った市報・ホームページ等を作成する。	企画政策課 企画政策課 文化課 総務課	人権・同和对策室	
			② 男女共同参画推進団体等との連携・協働による啓発	5 男女共同参画の視点で活動を行う団体等に必要な情報提供を行い、スキルアップを図る。 6 各種団体等の男女平等や男女共同参画に関する自主的な活動を支援し、連携・協働による意識啓発を行う。	企画政策課 企画政策課	人権・同和对策室	
		(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進	① 幼少期からの発達段階に応じた教育における男女平等意識の醸成	7 保育・教育関係者へ男女平等の視点に立った保育・教育のための研修会等を実施する。 8 男女別の職業観にとらわれず、本人の適性・希望に応じたキャリア教育を推進する。	保育幼稚園課 学校教育課	学校教育課	
			② 生涯学習における男女共同参画の推進	9 公民館等主催事業において、男女共同参画の促進につながる講座等を実施する。 10 じんけんふれあいセミナー等において、男女の人権を取り扱った講座を実施し、人権尊重意識の高揚を図る。 11 性の多様性についての理解が進むよう啓発に努める。	生涯学習課 人権・同和对策室 企画政策課	学校教育課	
	基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会づくり	(1) 家庭や地域における男女共同参画の推進	① 家庭における男女共同参画の促進	12 夫婦の家事・育児協力について考えるきっかけとなるよう、パパ・ママ教室を実施する。 13 父親の育児参加を促進するため、子育てハンドブックや父子手帳を配布する。	健康増進課 社会福祉課	健康増進課	
			② 地域における男女共同参画の促進	14 男女がともに自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するための意識啓発を行う。 15 男女を問わず、互助として地域住民による高齢者の生活支援の体制づくりを進める。	企画政策課 高齢障がい支援課		
			③ 地域防災における男女共同参画の推進	16 防災会議への女性参画を推進し、防災計画に女性の意見を反映させる。 17 女性消防団員の加入の促進や、男女参画による自主防災組織の運営を支援する。 18 男女共同参画の視点で、災害に対する事前の備え、避難所運営を実施する。	防災対策課 防災対策課 防災対策課		
		(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	① 女性人材の育成と活用	19 あらゆる分野で女性参画を促進するため、リーダー育成を行う。 20 審議会等の政策・方針決定過程への女性の登用を推進する。	企画政策課 企画政策課	関係各課	
			(1) 女性の活躍推進と男性の意識改革	① 女性の活躍推進のための環境の整備	21 子育ての手助けを必要としている人に対して子育てサポーターの利用促進を図る。 22 保護者が安心して就労できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園等の充実を図る。 23 保護者の多様な就労形態に応じた延長保育等の充実を図る。 24 小児科医院等に併設した施設での病児・病後児保育を実施する。 25 保護者が就労等で不在となる児童への安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブを実施する。 26 介護の手助けを必要としている人に対して、介護者向けサービス等の利用促進を図る。 27 子育てや介護に関する悩み等を解消するため、相談体制の充実を図る。	社会福祉課 保育幼稚園課 保育幼稚園課 社会福祉課 教育総務課 高齢障がい支援課 健康増進課 / 社会福祉課 / 学校教育課 / 高齢障がい支援課	
				② 男性の意識改革	28 男女共同参画の必要性について、男性にも共感できるよう意識啓発を行う。	企画政策課	
	(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発	29 ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供する。 30 事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスの研修会等を実施し、働き方改革を促す。	企画政策課 企画政策課			
		(3) 働く場における男女共同参画の推進	① 男女がともに働きやすい環境づくり	31 育児休業・介護休業の取得促進や女性の登用推進等について、事業者への啓発を行う。 32 家族経営協定の普及・支援を行う。	企画政策課 農業委員会		
	② 市役所における男女共同参画の推進		33 男女共同参画についての理解を深めるため、市職員研修を実施する。 34 「女性の活躍推進法」に基づく、特定事業主行動計画を公表し、計画の内容を推進する。 35 市の管理・監督職に女性の登用を推進する。 36 市職員へ育児休業・介護休業制度等の周知を図り、取得促進に取り組む。	企画政策課 総務課 総務課 総務課			
	基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり	(1) 生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進	① 生涯を通じた心と身体の健康づくりの支援	37 児童生徒の発達段階に応じた思春期の保健教育を実施する。 38 妊娠・産後期や更年期など女性の健康管理について支援する。 39 心の健康に関する情報提供を行い、健康相談を実施する。 40 エイズ/HIV、性感染症の予防等に関する情報提供を行う。	学校教育課 健康増進課 健康増進課 健康増進課		
			① 支援を必要とする家庭等が安心して暮らせる環境の整備	41 ひとり親に対して、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の助成等により経済的支援を行う。 42 ひとり親の自立に向けた能力開発のための相談や支援を行う。 43 高齢者の介護予防と生活支援体制の充実を図る。 44 障がいのある人の自立と社会参加を支援する。 45 ひとり親・障がい者・高齢者の相談体制の充実を図る。 46 在住外国人に外国語版母子健康手帳を交付する。	社会福祉課 社会福祉課 高齢障がい支援課 高齢障がい支援課 社会福祉課 健康増進課	高齢障がい支援課	
		(2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり	① ハラスメントと性暴力被害の防止	47 ハラスメントの防止に向けた意識啓発を行う。 48 ハラスメントや性暴力被害の相談窓口を周知する。 49 市職員のハラスメント研修を充実し、庁内相談窓口の周知を図る。	企画政策課 企画政策課 総務課		
			① DV防止に向けた意識啓発	50 DV防止のための広報・啓発活動を行う。 51 暴力を予防・防止するため、早期からの教育・啓発を行う。	企画政策課 企画政策課	社会福祉課 社会福祉課	学校教育課
	基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり 【小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】	(2) 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実	① DV被害者支援にかかわる相談体制の強化	52 市相談担当者等に対して研修を実施し、女性(母子)にかかわる相談機能を充実させる。 53 DVIに関する相談窓口の周知を図る。 54 DV被害者支援マニュアル等を作成し、庁内相談担当部署間の連携を図りワンストップ化を推進する。 55 被害者の特性・状況に応じた相談体制の充実を図り、継続的な支援を行う。	企画政策課 企画政策課 社会福祉課 社会福祉課	社会福祉課 社会福祉課	
			② 二次被害を起ささないための相談支援体制の確立	56 被害者の負担を軽減するため庁内相談共通シート等を活用し情報の共有化を図る。 57 被害者等から苦情申し出があった場合、迅速な対応を行う。	社会福祉課 社会福祉課	市民課	
			③ DV被害者の安全確保のための支援体制の整備	58 被害者及び同伴する児童の安全確保のための支援を行う。 59 住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底等、制度の適切な運用を行う。	社会福祉課 市民課	社会福祉課	
④ DV被害者の自立に向けた支援の充実			60 被害者支援のためのケース検討会議等を開催し、自立に向けた支援体制を充実させる。 61 被害者に対し、就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供を行う。 62 被害者の市営住宅への優先入居等の検討を進める。 63 被害者の生活再建へ向けた福祉制度等についての情報を提供し、自立に向けた支援を行う。 64 被害者及び同伴する児童が円滑に健診や予防接種、就学や保育が行えるよう配慮する。 65 被害者及び同伴する児童に対し、関係機関が連携を図りながら継続的に心理的支援を行う。	社会福祉課 社会福祉課 建設課 社会福祉課 健康増進課 社会福祉課	保育幼稚園課 学校教育課	学校教育課	
(3) 関係機関の連携・協力		① あらゆる暴力の早期発見と防止対策	66 児童虐待の観点から要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携及び協力の確保を図る。 67 各種相談・健診等においてあらゆる暴力の早期発見に努める。	社会福祉課 社会福祉課	健康増進課	学校教育課	
		② 関係機関、団体等との連携の推進	68 被害者支援に関わる機関との連携を図る。 69 民間のDV被害者支援団体等と連携し、DV防止啓発、被害者の自立支援を行う。	企画政策課 社会福祉課	社会福祉課 企画政策課		

第3次小城市男女共同参画プラン 策定スケジュール（案）

		令和2年度				令和3年度													
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市役所	男女共同参画推進本部							◎ * 推進本部会議 [協議事項] ・男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。 ・男女共同参画施策に関する関係部課間の総合調整に関すること。 ・男女共同参画に関する職員の意識改革に関すること。							◎ * 推進本部会議			プラン策定	
	幹事会・作業部会					* 幹事会 男女共同参画推進本部の協議事項について、具体的な検討を行い、その内容を推進本部に報告する。 幹事は、本部長(市長)が指名する課等の長及び女性職員をもって充てる。 幹事会に幹事長を置き、幹事長は総務部長をもって充てる。													
作業区分	第2次プラン・DV防止計画 実施状況調査					→													
	各課ヒアリング					→													
	第2次プランの評価、 現状と課題の整理					→													
	プラン(案)の作成					→													
男女共同参画審議会	◆12/17 * 第2回 [協議事項] ・男女共同参画プランの策定について ・市民・中学生「男女共同参画推進に関する意識調査」について	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・小城市男女共同参画プランの策定及び見直しに関すること。 ・小城市男女共同参画プランに基づく施策の実施状況に関すること。 ・その他男女共同参画の推進に関すること。 </div>						◆第1回				諮問	→			答申			
市民	意識調査・パブコメ	市民 意識調査		中学生 意識調査		→													プランパブコメ
		集計・課題分析																	
議会															議会説明				